

政策評価 調査番号	政策評価 の対象	概算要求書		1		2				3		4				5				6				7				8				9				10				11				12		13	
				(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)	(10)	(11)	(12)	(13)	(14)	(15)	(16)	(17)	(18)	(19)	(20)	(21)	(22)	(23)	(24)	(25)	(26)	(27)	(28)	(29)	(30)	(31)	(32)	(33)	(34)	(35)	(36)	(37)	(38)	(39)	(40)	(41)	(42)	(43)	(44)
		(項)	(事項)																																												
44	●	官庁施設保全等推進費																																													
		官庁施設の適正な保全等の推進に必要な経費(主要経費95)																																													
44	●	官庁営繕費																																													
		環境等に配慮した便利で安全な官庁施設の整備に必要な経費(主要経費95)																																													
	●	民間資金等を活用した官庁営繕に必要な経費(主要経費95)																																													
		●																																													
×	×	附帯工事費																																													
		附帯工事に必要な経費(主要経費95)																																													
×	×	受託工事費																																													
		受託工事に必要な経費(主要経費95)																																													
×	×	治水海岸事業調査諸費																																													
		治水海岸事業調査諸費に必要な経費(主要経費41)																																													
×	×	水資源開発事業調査諸費																																													
		水資源開発事業調査諸費に必要な経費(主要経費41)																																													
×	×	道路整備事業調査諸費																																													
		道路整備事業調査諸費に必要な経費(主要経費42)																																													
×	×	港湾事業調査諸費																																													
		港湾事業調査諸費に必要な経費(主要経費43)																																													
×	×	都市開発事業調査諸費																																													
		都市開発事業調査諸費に必要な経費(主要経費44)																																													
×	×	都市水環境整備事業調査諸費																																													
		都市水環境整備事業調査諸費に必要な経費(主要経費44)																																													
×	×	住宅建設事業調査諸費																																													
		住宅建設事業調査諸費に必要な経費(主要経費44)																																													
×	×	国営公園等事業調査諸費																																													
		国営公園等事業調査諸費に必要な経費(主要経費45)																																													
×	×	下水道事業調査諸費																																													
		下水道事業調査諸費に必要な経費(主要経費45)																																													
×	×	社会資本総合整備事業調査諸費(新規)																																													
		社会資本総合整備事業調査諸費に必要な経費(主要経費47)																																													
×	×	河川等災害復旧事業費																																													
		河川等災害復旧事業に必要な経費(主要経費49)																																													
×	×	住宅施設災害復旧事業費																																													
		住宅施設災害復旧事業に必要な経費(主要経費49)																																													
×	×	河川等災害関連事業費																																													

所管：国土交通省

会計：自動車安全特別会計

組織又は勘定：空港整備勘定

【基本(実施)計画(26年3月策定)に対応するもの】

政策評価 調書番号	政策評価 の対象	概算要求書 (項) (事項)	5					6					7	8				
			(14)	(15)	(16)	(17)	(18)	(19)	(20)	(21)	(22)	(23)	(24)	(25)	(26)	(27)	(28)	(29)
14	●	空港等維持運営費 空港等の維持運営に必要な経費(主要 経費43)	●															
24	●	空港整備事業費 空港整備事業に必要な経費(主要経費 43)											●					
24	●	北海道空港整備事業費 空港整備事業に必要な経費(主要経費 43)												●				
24	●	離島空港整備事業費 空港整備事業に必要な経費(主要経費 43)												●				
		奄美群島空港整備事業に必要な経費 (主要経費43)												●				
24	●	沖縄空港整備事業費 空港整備事業に必要な経費(主要経費 43)												●				
24	●	航空路整備事業費 航空路整備事業に必要な経費(主要経 費43)												●				
27	●	地域公共交通維持・活性化推進費 地域公共交通の維持・活性化の推進に 必要な経費(主要経費95)																●
	×	空港等整備事業工事諸費 空港等整備事業工事諸費に必要な経費 (主要経費43)																
24	◆	収益回収公共事業資金貸付金償還金一 般会計へ繰入 一般会計へ繰入れに必要な経費(主要 経費20)																◆
24	◆	国債整理基金特別会計へ繰入 国債整理基金特別会計へ繰入れに必要 な経費(主要経費20)																◆
	×	予備費 予備費(主要経費98)																

注)「政策評価の対象(●◆×)」欄については、以下の整理により記載すること。

●については政策評価の対象となっているもの

◆については政策評価の対象となっていないが、ある政策に属すると整理できるもの

×については政策評価の対象となっておらず、政策との対応関係を明らかにできないもの(◆以外)

所管：国会、裁判所、会計検査院、内閣、内閣府、復興庁、総務省、法務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、経済産業省、国土交通省、環境省及び防衛省		会計：東日本大震災復興特別会計																		組織又は勘定：地方整備局																									
政策評価 調査番号	政策評価 の対象	概算要求書																																											
		1		2						3		4				5						6				7				8				9				10				11		12	
	(項) (事項)	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)	(10)	(11)	(12)	(13)	(14)	(15)	(16)	(17)	(18)	(19)	(20)	(21)	(22)	(23)	(24)	(25)	(26)	(27)	(28)	(29)	(30)	(31)	(32)	(33)	(34)	(35)	(36)	(37)	(38)	(39)	(40)	(41)	(42)	(43)	(44)
	×	海岸事業工事諸費(新規)																																											
		海岸事業工事諸費に必要な経費 (主要経費 41)																																											
	×	治水事業工事諸費(前年度限り)																																											
		治水事業工事諸費に必要な経費 (主要経費 41)																																											
	×	道路環境整備事業工事諸費(前年度限り)																																											
		道路環境整備事業工事諸費に必要な経費 (主要経費 44)																																											

注) 「政策評価の対象(●◆×)」欄については、以下の整理により記載すること。
 ●については政策評価の対象となっているもの
 ◆については政策評価の対象となっていないが、ある政策に属すると整理できるもの
 ×については政策評価の対象となっておらず、政策との対応関係を明らかにできないもの(◆以外)